

# 強化指定選手ランキング規定および強化助成費規定一覧表

2019年5月31日 第108回理事会承認済

	ランキング	指定条件	指定方法と指定時期	日本連盟費用負担範囲	費用負担条件	選手個人負担	
シニア	特Aクラス指定	太極拳、南拳、長拳の国際競技種目で、アジア選手権大会、世界選手権大会等の日本代表選手となった者	日本代表選手に指定されて確定。当該国際大会終了後はAクラスになる。	1. <b>中国における</b> 強化訓練の渡航費用、滞在費、訓練費用等の全額 2. 当該国際大会の開催までに、東京・日本連盟トレーニングセンターまたは大阪トレーニングセンターで行われる強化訓練を受ける際の、国内往復交通費 <b>および訓練費用</b> 。 3. 「代表選手合宿」を実施する際の、参加費用全額 4. 毎月4万円の強化助成金を、代表決定月から当該国際大会終了月まで支給する。	1. は指定確定後、当該国際大会終了まで有効。 <b>対象期間は合計で14日間以内</b> 。なお、海外訓練渡航助成費申請書(特A)の承認により決定。 2. は <b>当該年度内に6回以内</b> 。但し、選手強化委員会と強化担当コーチの承認が必要(国内交通助成費申請書による申請)。 4. は、毎月末に送金する。但し「特A」選手としての活動を停止した場合は支給を停止する。複数大会で指定を受けた場合の支給は重複しない。	対象外の滞在費、訓練費用等	
	Aクラス指定	太極拳、南拳、長拳の国際競技種目で、アジア選手権大会、世界選手権大会等の日本代表選手となり、当該国際大会を終了した者	日本代表選手が当該国際大会終了後にAクラスになる。次年度の日本代表選手が決定するまで継続し、 <b>BまたはCに戻る</b> 。	1. 選手強化委員会が実施する <b>春季強化合宿</b> および <b>冬季強化合宿</b> の参加費用の全額 2. 強化訓練を受ける際の往復交通費用(実費)および訓練費用	2. は当該年度内に6回以内。なお、国内交通助成費申請書の承認により決定。但し、特Aクラスとしての助成申請が6回を超えている場合にはAクラスでの補助申請は行えない。	2. の食費・滞在費	
	Bクラス指定	選手強化委員会が実施する <b>春季強化合宿</b> の参加指定を受けた者で、さらに <b>冬季強化合宿</b> の参加指定を受けた者	選手強化委員会が <b>冬季強化合宿</b> の参加選手を指名することで、確定				
	Cクラス指定	<b>選手強化委員会</b> が指名して、日本連盟トレーニングセンターまたは大阪トレーニングセンターで行われる強化訓練を受けることができる者	<b>選手強化委員会</b> が行う点検に合格することで、確定	強化訓練を受ける際の訓練費用		食費、滞在費等	
ジュニア	ジュニア特Aクラス指定	太極拳、南拳、長拳のジュニア国際競技種目で、アジアジュニア選手権大会、世界ジュニア選手権大会等の日本代表選手となった者	JOCジュニアカップ大会、または日本代表選考合宿後に日本代表選手に指定されて確定。当該国際大会終了後はAクラスになる。	1. 当該国際大会開催までに、東京・日本連盟トレーニングセンターまたは大阪トレーニングセンターで行われるジュニア強化訓練を受ける際の、往復交通費用(実費) 2. 上記強化訓練を受ける際に、 <b>当該選手のコーチまたは保護者等1名が帯同するための往復交通費を2回以内に限り</b> 支給する。 3. <b>強化訓練を受ける際の訓練費用</b>	<b>当該年度内に6回以内</b> 。①選手強化委員会と強化担当コーチの承認を得たうえで、両センターのジュニア強化訓練の日程に従って参加しなければならない。②国内交通助成費申請書の承認により決定	食費、滞在費等	
	ジュニアAクラス指定	太極拳、南拳、長拳のジュニア国際競技種目で、アジアジュニア選手権大会、世界ジュニア選手権大会等の日本代表選手となり、当該国際大会を終了した者	日本代表選手が当該国際大会終了後にAクラスになる。次年度の日本代表選手が決定するまで継続し、Bに戻る。	強化訓練を受ける際の訓練費用	<b>※特Aクラスとしての助成申請が6回に満たない場合も、Aクラスでの補助申請は行えない。</b>	食費、滞在費等	
	Bクラス指定	<b>選手強化委員会</b> が指名して、日本連盟トレーニングセンターまたは大阪トレーニングセンターで行われるジュニア強化訓練を受けることができる者	JOCジュニア大会、または <b>8ブロックジュニア大会の結果により、強化委員会から強化指定を受けた者</b>	強化訓練を受ける際の訓練費用		食費、滞在費等	

2019年6月1日から実施